

## 白井市教育委員会会議録

### ○会議日程

平成30年3月6日（火）

白井市役所3階会議室301

1. 教育長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について

議案第2号 白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針について

議案第4号 白井市文化会館の今後のあり方について

議案第5号 白井市市史編さん事業の再開に係る基本的な考え方について

7. 報告事項

報告第1号 平成29年度教育費補正予算（第4回）について

報告第2号 平成30年度教育費当初予算について

8. その他

---

### ○出席委員等

教育長	井上 功
委員	石亀 裕子
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子

### ○欠席委員等

なし

---

### ○出席職員

教育部長	染谷 敏夫
教育部参事	吉田 文江
教育総務課長	岡本 和哉
生涯学習課長	川上 清美
文化課長	山本 敏伸
書記	中村 秀樹
書記	品川 太郎

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

- 井上教育長 これから平成30年第3回白井市教育委員会定例会を開会します。  
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。  
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
- 

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 2、会議録署名人の指名。  
会議録署名人の指名をいたします。  
石亀委員と高倉委員に署名をお願いします。よろしくお願いいたします。
- 

○前回会議録の承認

- 井上教育長 3、前回会議録の承認。  
前回の会議録の承認を行います。なお、前回のとき、1月の会議録の承認をいただいておりますので、合わせて承認をお願いいたします。訂正がありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

○委員報告

- 井上教育長 それでは次に進みます。4、委員報告。  
委員報告を行います。各委員からお願いいたします。
- 高倉委員 2月16日金曜日に、文部科学省で開催されました教育委員向けの研修に4名で参加してまいりました。前半は文部科学省の全体の研修ということで、いろいろな説明がありましたが、特に教職員の働き方について、かなり力を入れて文科省としても取り組んでいるというようなお話を聞いております。
- 後半は分科会に分かれまして、私は、その働き方についての分科会に行ってまいりました。ワーキンググループをつくって、ほかの教育委員の方々と協議をすることを中心に、大変充実したものとなりました。私がいたテーブルは、ほかの他市、他県、千葉の方はいらっしゃらなくて他県の教育委員の方で、8割方教職員のご経験ある方だったので、現場の話が非常に具体的に聞けました。中でも印象に残っていますのは、時間がないことで、先生方の授業の準備が厳しくなっているということは指摘されていて、中には大学の教員の方が、教育委員でもあるし、地元の教育活動として大学から地元小中学校に協力しているという中で、先生方がなかなか研さんを積む時間がとれていないということをおっしゃっていました。特に、昔はあった自主研修がとてできる状態ではないと。必修研修はもちろんあるのですが、かつては先生方が教科ごとに自主研修をなさっていたということをおっしゃっていて、なかなかその時間が今はとれないというお話でした。
- あとは、意識という点で、保護者のほうも意識を変えないといけないというようなお話も出て、いつでも先生は連絡とれて当たり前だと。夜でも連絡がとれるというふうになってしまっているのは、変えていかないといけないだろうという意見もありました。

印象深かったのは、文科省に対して最後に一言という形で、来賓の方がおっしゃっていたのですが、先生方が忙しいのは昔からそうなのだと。ただ、やりがいというものがあれば、先生方も頑張れるけれども、今は余りにも全てが教育現場に責任を負わされすぎているということをおっしゃっていて、何か不祥事があれば学校のせい、何かあれば全部学校にということで、そこを文科省はどうにかしてくれということをおっしゃっていましたので、現場の先生方をどうバックアップできるかというところが、非常にどこの現場でも問題になっていると感じました。

文科省も今回は特に教職員のみならず、全国的な働き方改革という言葉で注目されているところを生かして、ぜひ改革、先生方の職場環境も改善していきたいということはおっしゃっていたので、今後またいろいろと動きがあると思います。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 私は、2月7日、中木戸公園競技広場の放課後子ども教室の実行委員会議を西白井複合センターにて行いました。安全指導員、またコーディネーター、担当職員の方々と次年度に向けた話し合いをしてまいりました。

2月19日、中木戸公園の子ども教室に参加してまいりました。寒い中、子供たち、とても元気に走り回っています。会議で話し合ったように、次年度の活動でまた新たな試みをしていこうということで、今月中にもう一度会議を開きましょうということになっております。来年度の参加増と、あと内容の充実を図っていきたいと考えています。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### ○教育長報告

○井上教育長 それでは、5、教育長報告に進みます。

私から教育長報告を行います。

まず2月8日木曜日に、白井の三つのライオンズクラブ、白井ライオンズクラブ、あすなろライオンズクラブ、シニアライオンズクラブとあるのですが、総合公園でたこ揚げ大会を行われて、その寄附金として教育委員会のほうに寄附金をいただきました。青少年の育成に役立ててくださいということでした。

次に、2月11日日曜日に、白井市スポーツ少年団の卒団式及び全体会のほうに参加いたしました。白井市のスポーツ少年団、子供たち全員集まっていたいて、今年度の6年生が卒団するということと、親睦を兼ねた駅伝大会が行われております。全体としては、今はやはりサッカーが多くて、特に富士のサッカーチームは、非常にたくさんの子供たちが所属してございました。

続きまして、2月23日金曜日に、給食センターの起工式に出席いたしました。私、給食センターの起工ということで、厳かなうちに行われております。

それから2月24日に、ふるさと大使ライブが行われました。私のほうも、ふるさと大使のいろい

ろな歌であるとか漫才であるとか聞かせていただいて、今年度は1階の会場ほぼいっぱいになっておりましたので、大盛況のうちに終えることができましたと思います。石亀委員には、毎年司会をやっていただいて、本当にいいライブだったなというふうに思っております。

最後に、3月2日金曜日に、市P連、白井市PTA連絡協議会から、これ毎年行われているのですが、通学路の安全に関する要望が出されておりました、それに対する回答会ということで、教育委員会、市民安全課等から、それぞれ指摘された箇所の改善点、また難しい点について報告するという会なのですけれども、回答会がございました。これには、私もですけれども、市長さんのほうも参加していただいて、子供たちの安全ということですので、市をあげて安全対策を講じていこうという会となっております。

以上でございます。

それでは、先ほどの委員報告、また今の私の教育長報告について、ご質問がございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 なければ、これから議事に入ります。本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、川嶋委員を指名したいと思います。

それでは、6の議決事項、7の報告事項に係る議事の進行について、よろしく願いいたします。

○川嶋委員 ただいま、教育長より指名されました川嶋でございます。

これより、6、議決事項、7、報告事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いします。

---

#### 議案第1号 「白井市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について」

○川嶋委員 6、議決事項。最初に、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号「白井市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について」説明をお願いします。

川上課長、お願いします。

○川上生涯学習課長 議案第1号「白井市スポーツ推進委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。

白井市スポーツ推進委員に関する規則第4条第2項の規定による白井市スポーツ推進委員の解嘱及びスポーツ基本法第32条第1項及び白井市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定により白井市スポーツ推進委員を委嘱するものです。提案理由として、本案は別添のとおり、辞任の申し出により逸見輝雄ほか2名の解嘱、及び新たに柴田歩ほか2名を委嘱するものです。

別添をご覧ください。

1、白井市スポーツ推進委員、解嘱該当者、解嘱日、平成30年3月31日、逸見輝雄、男性、72歳。地区につきましては清水口、特技資格につきましてはバドミントン、県社会体育公認指導員として委嘱年数としては7年です。

同じく笠井京子、女性、61歳、神々廻地区、バレーボール、インディアカ、県の社会体育公認指導員、委嘱年数につきましては7年。

宮地利枝、女性、54歳、南山地区、ジョギング、マウンテンバイク、県社会体育公認指導員、委嘱年数として3年です。

2番として、解嘱理由として、本人より辞任の申出があったためです。

3番、白井市スポーツ推進委員、委嘱該当者は、1人目として、柴田歩、男性、34歳。地区として七次台地区、特技資格につきましてはフィジカルトレーニング、ストレッチング、NSCA-CAP、パーソナルトレーナー。

続きまして志村一夫、男性、69歳、中地区、特技資格につきましてはグラウンドゴルフとパークゴルフ。

3番目としまして、金子恭子、女性、67歳、堀込地区、特技資格としてウオーキングです。

4番、委嘱期間としまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

白井市スポーツ推進委員に関する規則第4条第1項の規定に基づく前任者の残任期間になります。裏面をご覧ください。

こちらのほうは資料として、白井市スポーツ推進委員に関する規則の抜粋、第3条と第4条。中段から下につきましては、スポーツ基本法の同じく抜粋として、第32条を掲載しております。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

特にご意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

○議案第2号 「白井市学校体育施設開放に関する規則の制定について」

○岡本教育総務課長 議長。

○川嶋委員 岡本課長。

○岡本教育総務課長 済みません。議案第2号に入ります前に、本日の日程表の一部訂正をお願いします。

議案第2号としまして、日程表で、白井市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、申しわけございません、こちらのほうについては議案第2号としまして、白井市学校体育施設開放に関する規則の制定という形での議案第2号になります。一部を改正する規則の部分がちょっと余分になってしまいました。白井市学校体育施設開放に関する規則の制定についてになります。では、よろしく申し上げます。

○川嶋委員 続きまして、議案第2号「白井市学校体育施設開放に関する規則の制定について」説明をお願いします。

○川上生涯学習課長 議案第2号「白井市学校体育施設開放に関する規則の制定について」ご説明させていただきます。

白井市学校体育施設開放に関する規則を次のように制定するものです。

提案理由として、本案は、生涯学習課に関する附属機関の見直し及び事務手続の変更に伴い、現行の白井市学校体育施設開放に関する規則を廃止し、新たに規則を制定するものです。

裏面をご覧ください。

白井市学校体育施設開放に関する規則。

趣旨として、第1条では、市内の小中学校の体育館、運動場などの学校体育施設等を、学校の教育に支障のない範囲内で、市民のスポーツの利用に供すること、学校開放に関し、必要事項を定めるものとするものです。

次に、管理責任として第2条では、学校開放事業は、教育委員会の責任において実施し、学校開放事業に係る学校体育施設等は、教育委員会が管理することになります。

次に、学校開放の日時等として第3条では、5枚目の別表第3条第1項関係をご覧ください。小学校の運動場、体育館、中学校の運動場、体育館等を開放する時間が提示されております。前に戻りまして、教育委員会では、学校教育上及び学校開放事業の運営上必要と認めるときは、開放日時を変更することができることとなります。

次に、利用者及び登録として第4条では、登録団体の要件として、一つ目として、スポーツ活動を目的とする団体、二つ目として、10人以上の者で構成し、統括を行う成人の代表者がいる団体、三つ目として、営利を目的としない団体であることとなります。

次に、利用責任者の責務等として第5条では、利用に際し、利用責任者を1名以上置くこと。利用責任者は、利用者の危険、事故防止対策及び学校体育施設等の適正な運用管理などの指導、監督等を行うものとするものです。

次に、第6条、第7条では、登録の申請、取消について定めております。

次に、第9条、第10条では、定期利用及び一時利用の申請及び許可について、より具体的に定めております。

次に、11条では利用の制限、12条では利用目的の変更等の禁止、13条では利用の取消し等を定めております。

次に、第14条では利用者の遵守事項として、この規則に別に定めがあるもののほか、ここに掲げる10項目を遵守することを定めております。

次に、第15条では学校との連携、第16条では利用者の賠償責任、17条では電灯電力料、第18条では事故等の報告、第19条では委任として、定めております。

最後に附則。施行期日としまして、この規則は平成30年4月1日から施行するものです。

次に、白井市学校体育施設開放に関する規則の廃止につきましては、白井市学校体育施設開放に関する規則（昭和56年教育委員会規則第3号）は廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございました。

議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等がないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

---

○議案第3号 「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針について」

○川嶋委員 続きまして、議案第3号「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針について」説明をお願いします。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第3号「白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、食物アレルギーのある児童生徒が、安心して学校生活を送れるように取り組むための教育委員会としての基本方針を定めるものでございます。

また基本方針につきましては、1月の教育委員会会議において協議をいただいたところであり、その後市校長会及び養護教諭部会、さらには学校給食共同調理場運営委員会等に説明し、さまざまな意見をいただいたところですが、今回そちらをもとに一部修正をさせていただきました。本日はこれらの意見をもとに修正した基本方針案について、修正した部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2ページをご覧ください。

2の対象児童及び生徒になります。1月の時点では対象者を食物アレルギーがあり学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒のうち、その保護者が食物アレルギー対応を希望する者及び医師の診断がある者の二つの要件を満たすものとしていたところでございます。

しかしながら、保護者によっては、食物アレルギーの疾患があっても希望しない場合や、医師の診断をとらない場合があるのではないかと、学校としては、そのような児童生徒であっても対応せざるを得ないというような状況もあることから、保護者の希望と医師の診断を一緒にすることはいかなものかというようご意見もあったことから、修正案では、食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童生徒としまして、ただし医師の診断があることを原則とすることとしました。これにより、学校現場において柔軟に対応できるようにしたところでございます。

次に、資料3ページをご覧ください。

4の学校給食の提供についてになります。この学校給食の提供については、次の3点を修正したところでございます。

1点目は、1段落目、2段落目になりますけれども、先ほど2の対象児童及び生徒のところ、医師の診断があることを原則としたところでございますが、学校給食の提供という場合においては、医師の診断がない児童生徒については、レベル3の除去食の提供は行わないこととしたところでございます。医師の診断を必須とした理由としましては、除去食の提供が、その児童生徒の安全を確保できるかを確実に確認する必要があるためになります。また、保護者の希望のみで除去食の提供を行うこととした場合には、過剰な対応を強いられることが想定され、その結果としまして、真に必要な児童生徒への対応ができなくなる恐れなどがあることから、修正をさせていただいたところでございます。

2点目は、牛乳についてになります。なお書き以降になりますが、牛乳については、修正前には特に記載等ありませんでしたが、アレルギーだけではなく体質的に飲めない児童生徒などがあるため、保護者等との協議により停止するというのを加えたところでございます。

3点目は、食物アレルギー対応食提供レベル表になりますが、レベル表中のレベル1、詳細な献立表対応の内容及び対応例の部分の書き込みの修正になります。修正前は、給食献立の原材料名を詳細に記載した献立表を保護者や児童生徒本人、担任などに事前に配付するとしていたところでございますが、今回、給食献立の原材料名を記載した献立表を学校や保護者が閲覧できるようにするとしていたところでございます。今後は、これまでの献立の配付に加えまして、千葉県教育委員会が作成しました

学校給食における食物アレルギー対応の手引で示す詳細な献立について、市のホームページ等に掲載する予定です。しかしながら、加工品の詳細等につきましては、企業独自のレシピであることから、ホームページへの掲載を控えてほしいというような状況もあることから、その部分については、給食センターでの閲覧としまして、問い合わせがあれば給食センターで対応していくことから、修正をさせていただいたところでございます。

修正箇所の説明は以上になります。今後については、基本方針が決定しましたら、速やかに各学校にその旨を通知するとともに、ホームページ等によりまして市民への公表や報告を行う予定でございます。

また現在、桜台小中学校で行っているアレルギー対応や、新たな学校給食センターで始める除去食の提供等のアレルギー対応については、今回この決定していただく基本方針に沿いまして、学校給食アレルギー対応の手引の策定に向け、検討を開始しまして、その際は新たな調理場の調理を請け負う事業者とも調整を行いながら、教育委員会議、また校長会、共同調理場の運営委員会等、さまざまなご意見を伺いながら、31年度から手引による対応が図られるよう、平成30年度中、なるべく早い時期の策定に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

---

#### ○議案第4号 「白井市文化会館の今後のあり方について」

○川嶋委員 続きまして、議案第4号「白井市文化会館の今後のあり方について」説明をお願いします。

○山本文化課長 それでは、議案第4号「白井市文化会館の今後のあり方について」説明いたします。

まず提案理由ですが、本案は、文化会館の今後について業務の効率化を進め、市民主体による利用の充実を目指し、舞台芸術の提供や文化芸術活動の支援を安定的に継続して推進するためのあり方を定めたいので提案するものです。

資料のほうをお願いします。

最初に、はじめに、とあります。こちらは策定の趣旨となります。白井市文化会館は、平成3年度から3カ年をかけ建設され、平成6年度町制施行30周年を記念して、大ホール、こちらは802席になります。及び中ホールを備えた施設として開館しました。以来、市の文化芸術の拠点、市民交流の場としてその役割を果たしてきています。しかしながら、開館から23年が経過し、近年の少子化・高齢化の進行、インターネットの普及、市民ニーズの多様化などにより、市民等が求める文化会館の役割について再検討するとともに、施設設備の老朽化についても進行していることから、施設の改修や設備の更新など、計画的な改修等工事を検討しなければならない時期となっております。このような状況から、本市の文化会館としての今後のあり方を見直すための方針を定めるものです。



内容としましては、文化会館の現状と課題及び今後の方策について、四つの項目で整理いたしました。まず、1として、事業について、それから10ページ以降になりますけれども、2として、会館施設及び設備について、3として、職員体制と業務委託について、4として、会館の使用料について、それぞれ現状と課題、それから今後の方策というような形で整理しました。

最初に1として、事業について。(1)主催事業。こちらについて現状ですが、主催事業は、社会教育施設として、市民にゆとりと潤いのある心豊かなまちづくりのため、興行との差別化を図りながら事業展開をしています。本事業は、現在、全5事業、これは平成29年度ですけれども、5事業で、文化会館運営協議会等の意見を踏まえ実施しています。最近では、継続的な事業として、演奏会1事業、バラエティライブ1事業を行っており、そのほかの3事業は、クラシック演奏会を中心とした事業としています。クラシック演奏会は、純粋な演奏会を1事業、その他の2事業は、名曲コンサートのポピュラー色を出し、親子で楽しめるものとしています。

課題としては、入場者数は、各主催事業によりばらつきが大きく、市民ニーズを必ずしも捉えたものになっていません。また、PRが十分にできていない状況も見られます。費用対効果や受益と負担などが十分検討された事業とはなっていない部分があります。

今後の方策ですが、社会教育施設として、今後も興行との差別化を図りながら、社会情勢や市民ニーズを的確に捉えた魅力ある事業を展開していくものとします。開催する事業は、幅広い年代及び一般的な市民にも受け入れられる、また求められるジャンルを選択する。また、本市の伝統や地域の文化等を取り入れたものも検討する。なお、実施に当たりましては、費用対効果、受益と負担などを念頭に置き、経費の節減に配慮する。

次に、貸館事業についてになります。現状としては、所定の施設使用料や附属設備使用料等を徴収し、施設を貸し出す貸館事業については、大ホールで55%、中ホールで62%の利用となっています。会館の運営にとっても重要なものとなっています。近年においては、クラシック音楽、演歌、ポピュラー及び子供を対象とした舞踊など、さまざまな公演がプロモーターや市民によって実施されています。

課題としまして、興業に当たっては、施設規模や交通状況から利用拡大をしにくい状況にあります。市民利用に当たっては、使用料の負担が大きく、小規模な団体等の利用が難しい状況であります。施設の運営に必要な経費については、使用料では賄えず、大部分が公費、こちら市の負担となっています。

今後の方策ですが、興業利用については、施設規模に合ったイベント等の利用をふやすためのPR等を関係者に積極的に行い、拡大を図ります。市民の利用については、文化芸術関係に限らず、市内のさまざまな団体や企業等の利用を促します。また、市民利用の際の使用料については、今後、適正なものとなるよう検討するとともに、市民主体の利用に当たっては、入場料の設定を検討するよう利用者に促します。

次に2として、会館施設及び設備についてになります。現状ですが、本施設設備については、これまで、定期点検等において不都合等が生じる恐れのあるものから、順次改修や更新をしてきています。しかしながら、開館から23年が経過し、老朽化が進行していることから、計画的な改修・更新が必要となっています。天井については、天井というのは、大ホールの音響反射板を含めた天井になります。こちらは現行の建築基準法上、不適格物件となっております。耐震要件が変更になって、そちら

の要件に適合しないというような形になっております。また、舞台設備、音響設備、照明設備及びその他の設備については、耐用年数を経過している設備が多くなっていることから、計画的な改修・更新が必要となっております。

課題ですが、本施設設備の改修及び更新には、多額に費用が必要であります。また、改修等の工事に当たっては、点検・劣化度調査の実施及び営繕計画の策定が必要となります。

今後の方策としては、安全予防の観点から、これまでどおり施設等の定期点検、精密点検を行い、ふぐあいが生じる恐れのある場合には、確実に修繕または更新を行います。施設設備の劣化度調査を早急に実施し、速やかに営繕計画を策定し、計画的な改修等工事を行うものとします。

改修等工事の実施に当たっては、財源の確保と事業費の平準化を図るため、優先順位を定めて順次行うものとします。改修または更新に当たっては、本施設のこれらの役割を修繕計画策定時に十分検討し、市民利用を主体とした施設として、本市として可能な施設レベルとした上で、経費の節減に努めるものです。

3として、職員体制と業務委託についてです。現状ですが、会館の運営業務については、平成29年度10月現在、正規職員は2名、事務補助として臨時職員3名、こちら交代制となっております。通常1名から2名になっています。臨時職員3名及び舞台管理・音響・照明業務の委託業者により行っています。会館職員について、以前は業務に精通する専門職員を育成しながら正規職員で行ってききましたが、市定員管理指針等により職員数を抑制してきたことから、専門職員の育成が進まず、現在は一部業務を業者に委託している状況であります。課題ですが、今後も職員の増員が見込めず、専門職員の育成もできない状況にあります。

2点目として、会館の利用を促進するためには、興業の営業やPRを積極的に行う必要があります。舞台管理・音響・照明業務を安全に行う必要があります。

今後の方策としましては、今後、職員の増員が見込めないことから、舞台管理・音響・照明業務の一部委託を拡大し、主催事業及び貸館業務にかかわる受付、事前調整までを全て委託し、この主催事業及び貸館事業にかかわる受付、事前調整というのは、現在職員と臨時職員で行っている部分ですが、こちらの部分と従来どおりの舞台管理・音響・照明業務になりますので、運営の全面的な業務になります。全てを委託し、安全に継続して行えるようにする。正規職員は、主催事業の企画や施設等の維持管理を主に行うものとします。

4として、会館の使用料についてです。現状ですが、平成15年度に、使用料・手数料の見直しに当たっての考え方が制定されたことに伴い、平成17年度に理論的な施設使用料及び附帯設備の使用料を算出しました。その際、市民負担が急激に増加することのないよう増加上限の基準50%とし、平成18年4月に改正し現在に至っています。

平成29年度の見直しに当たっては、原則、受益者負担を100%とすることとされましたが、文化会館の使用料については、文化芸術のさらなる振興及び文化団体の育成のため、現状の料金設定を維持することとしました。

課題ですが、現状料金は、近隣市町の同様施設の使用料金と比べ高額となっております。使用料の見直しは、使用率低下の誘因ともなりかねないことから、近隣市町の同様施設の使用料金も勘案した中で検討していく必要があります。

今後の方策として、当面は現行の使用料を維持することとします。今後の市の使用料・手数料の見

直しに当たっては、本施設の役割等にも配慮した検討を要請します。

最後に、文化会館の今後のあり方ということで、総括的に取りまとめました。

本市の文化会館は、大ホール802席の規模であることから、興行等では採算が期待できないと言われていますが、ホールの響きが素晴らしい等の特性を有していることから、地域のイベントや式典、市民向け演奏会、音楽発表会等では適切に運営でき、高い評価を得ています。このことから、本市の文化芸術の拠点、市民交流の場として重要な施設であり、効率的な運営、維持管理費の削減などを図りながら存続すべき施設であると捉えています。市民主体の利用をより促進するよう、その役割を今後の営繕計画の策定の際に十分に検討するものとします。

行財政改革による事業費の抑制や市定員管理指針による職員数の抑制等に適切に対応して行くため、主催事業については、費用対効果等を考慮したジャンルの選考や事業の縮小を図ること、施設設備の修繕・更新については、市民利用を主体とした整備レベルへ変換し、安全性を最優先に計画的に実施すること、会館の運営体制については、業務の全面委託化を推進することなどに取り組むこととします。

今後このような四つの中心的な取り組み、市民主体の利用を促進するとか、費用対効果等を考慮するとか、市民主体の整備レベルを検討するとか、それから業務の全面委託等を推進するとか、こういった面を中心に会館運営を進めることとしたいという考えです。

文化会館の今後のあり方については以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 1ページ目、1、主催事業の件で、現状と課題の中で出ていたのですが、市民ニーズを捉えるということで、具体的にはどういった把握の仕方をお考えですか。

○山本文化課長 現状ですと、主催事業を実施する都度、まずアンケートを実施しています。アンケートにその他の意見等も当然書き込んでいただいたりもしております。それから年度当初、必ず文化会館運営協議会等に諮りまして、こういう事業、皆さんからも要望するような事業を伺ったりとか、こちらで提案したりとか、現在しております。それだけでは当然不足だと思いますので、なるべく市民の声みたいなものを把握できるようなシステムを検討していきたいと思います。

○川嶋委員 ほかに何かございますか。

○石亀委員 職員体制と業務委託についてです。専門職員の育成ができないと。職員の増員も見込めないということなのですが、再雇用、技術のある方の再雇用というのは、これからも考えていらっしゃるのか。

○山本文化課長 決して多くない人数ですけれども、再任用は検討しております。ただ、こちらで、文化会館側のほうで決定することできないので、人事のほうとは十分打ち合わせをして、強い要望はしているという段階です。

○石亀委員 人事部の考え方ということになることなのですね。

○山本文化課長 こちらで強い要望は伝えてあります。

○石亀委員 わかりました。一部委託していくということと、企画や運營業務ですか、そのあたりをこれから進めていくということで、やってみないとわからないところもあるのかとは思いますが、今現在も少しそういう形でいろいろな立場の方が一緒にやっていると思うのですが、その事業ごとの

責任者というか、横のつながりの情報の集約とか、そのあたりがうまくできるかどうかというところが心配です。

役割がそれぞれになっていると、情報が使う側もかかわる方も責任の所在が、トップがどこなのかということはどう管理していけるでしょうか。

○山本文化課長 内容については、これから詳細に詰めていく部分はあります。ただ、見通しとしてなのですけれども、現在の文化会館文化班が自主事業の企画、それから施設の維持管理を中心にやって、それ以外の業務については、業者委託にしていきたいというふうに、今さっき提案しましたけれども、主催事業の企画と、施設の維持管理以外ということになりますと、まず主催事業の運営、こちらについては、当然、会館班の意向を受けて、指示を受けて、主催事業を展開します。実際に運営するのは委託業者になります。それから貸館業務についても、受付から料金徴収、事前の調整、そちらも委託になります。それから当日の舞台機構関係、そちらも委託になります。基本的には今の業務、実際には貸館業務、受付、料金徴収等については、市職員中心ですけれども、臨時職員でも対応していますので、その部分を膨らませていくような形になります。

最終的に責任どこにあるかといったら、当然、文化センターのほうで指示監督していきますので、適切にその委託業者を指示して、適切に運営してもらう。そういった責務は市のほうに当然ありますので、適切にやっていきたいと思っています。

○石亀委員 企画と運営が別々になるということですが、舞台監督みたいな、両方ちゃんと把握してやっていけるような方は絶対必要だと思うので、そこをきちんと運営していけるような体制づくりをしていただきたい思います。

あとは、特殊な技術が、舞台管理や音響・照明というのは、本当に特殊な技術だと思いますので、再任用される方々の今までの技術や知識というのもとても大事だと思いますので、要望はしていただきたいことなのですが、特殊な技術であるということで、モチベーションを高く持ってやっていただけるように配慮をしていただきたい。賃金の面だとかそのあたりも、一般の職員の方も同じなので、そのあたりは検討いただきたいな、質のいい事業の提供につながっていくと思いますので、そのあたりもあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

○山本文化課長 賃金関係につきましては、役所内のルールというのもありますので、ご意見として、こちらで検討したいと思います。非常に厳しいものはあろうかとは思いますが。

○石亀委員 わかりました。よろしくお願ひします。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 事業の貸館事業について、1ページ目、2ページ目にまたがったところをお聞きします。

現状で使用率書いているのですけれども、現状認識としては、これはそれなりにいいと思っらっしゃるのか、むしろもっと上げたいと思っらっしゃるのか、それはどうでしょうか。

○山本文化課長 この大ホールで55%、中ホールで62%とありますけれども、大ホールの55%につきましては、確かに各市町村、その規模であったりとか、設備であったり、違いはありますけれども、大ホールの55%稼働というのは、近隣と比べて比較的利用が高いほうになっています。ただ中ホールの62%につきましては、やはりこれも中ホールなのか小ホールなのかという見方もありますけれども、比較的、類似施設ですと、中ホールの利用が活発です。7割程度までいっています。白

井の場合は、それと比べると、中ホールの場合は低いような状況にはなっています。

○高倉委員 関連してですが、今後、現状維持もしくは増加を見込んでということで方策に書かれていると思うのですが、その点、二つですね。

まず、関係者にPRということなのですが、どういった方面を考えていらっしゃるかが1点。2点目なのですが、入場料の設定を促すということで、使用料はどうしても下げられないので、できるだけ自主財源をもって企画していただきたいということだと思っておりますが、このあたりは具体的にどういったアプローチをお考えか教えていただけますか。

○山本文化課長 まだ具体的には検討していない部分もあるのですが、どうしても使用料が高いというのが、財政的に余裕のない団体に対しては、確かに高い施設、附帯設備なんかも含めると相当膨らんでしまうというのが認識されていますので、そちらについては団体側の立場に立って、公共性の強い部分については後援であったりとか共催であったりとかという手法がないかどうかも含めて、市民に寄り添いながらやれるような手立てを考えていきたいと思っております。

確かに使用料については、場合によっては値下げも検討の中にはあるのではないかと個人的には思っています。ただ、市の基本的な考え方というのがありますので、あくまでも原則はそちらになります。文化芸術の振興に対して、使用料がネックにならないように、市民の方が使い勝手がいいような方策を考えていかなければならないと思っています。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○石亀委員 ホールの使用料なのですが、実際に値上げされた直後は、使いたいのだけれども、やっぱり苦しいので、仕方なく近隣のホールに今年から変えましたという声も幾つか聞いていますので、そう簡単に薄利多売というわけにもいかないと思いますけれども、皆さんやっぱり財源はどこも厳しいというところなので、少し使用料が下がれば、また使いたい方々はたくさんいるとは思っていますので、文化課長さんが個人的にはそういう気持ちがあるということは、当然皆さんも持っているとは思っているのですが、少し下げてほしいということはみんな願っているということは毎年伝え、下げてくださいということは、皆さん諦めているところはあると思うのですよね。その辺は下げたほうがいいんじゃないかということは、毎回下げてほしいと言いたいと思っております。

○山本文化課長 できるだけ、個人的な意見というのは言っただけには思っているのですが、先ほどの値下げについては、それも検討することもありではないかというような捉え方です。

それから、市の使用料の基本的な考え方に沿った現下の使用料、現下の料金というのは、基本的に1時間当たり、机上論ですけれども、約14万円かかっています、1時間当たり。文化会館の平日の午前中の使用料は3時間で2万2,000円程度です。そうしますと、大半が市の持ち出しで使用しているという部分がありますので、会館を使用しない団体、市民の気持ちになると、市の負担が大きいのではないかというような見方もありますので、その辺は相対的に考えていかなければならない部分だと思っております。

○川嶋委員 ご意見等ないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

○議案第5号 「白井市市史編さん事業の再開に係る基本的な考え方について」

○川嶋委員 続きまして、議案第5号「白井市市史編さん事業の再開に係る基本的な考え方について」説明をお願いします。

○山本文化課長 「白井市市史編さん事業の再開に係る基本的な考え方について」説明します。

本案につきましては、市史編さん事業を再開するに当たり、基本的な考え方を策定したいので提案するものです。

資料のほうをお願いします。

白井市市史編さん事業の再開に係る基本的な考え方ということで、整理させていただきました。

まず1の策定の趣旨ですが、この基本的な考え方は、市史編さん事業を再開するに当たり、第5次総合計画前期基本計画前期実施計画で示された市史編さん事業の見直し、後期基本計画への位置づけ及び効率的な事業の実施するための基本的な事項を定めるものであるということ、具体的に言いますと、まず第5次総合計画前期基本計画といたしますのは、平成28年から平成32年までの5年間の事業です。こちらの前期基本計画、要するに今の前期基本計画の中では市史編さん事業というのは、事業づけはあるのですけれども、史料を収集するというようなことで特段の取り組みが示されているわけではない状況です。平成28年の9月、2年前になりますけれども、市長をトップとする政策会議で、市史編さん事業の重要性を再認識しまして、再開すること及び事業計画を策定して、通史まで、最後まで刊行するという2点が決まりました。

これを受けて現在の前期基本計画を見直す必要があるということと、後期基本計画、こちらは平成33年からの5年間の計画になります。この後期基本計画へ市史編さん事業を再開して計画的に進めるのだということ位置づける必要があるということで、この基本的な考え方を整理しました。

2として事業の必要性。こちらは、市の歴史はこれまで総合的な調査がなされていないため、その歴史史料の多くがいまだに埋もれている。市史は、市の歴史を高次元で収集し、体系的かつ総体的に解明、調査研究を加え取りまとめたもので、次代に白井の姿を伝え、市民に市への理解と愛郷心を深めるとともに、市のPRに欠かせないものであるということ。千葉県内54市町村全てで自治体史編さんに着手しているが、通史編を刊行できていないのは、本市を含め5市町のみとなっています。ちなみに、野田市と印西市、栄町、神崎町、白井市を含めた5市町になっております。

事業の位置づけですが、市史編さん事業は、市町村施行記念事業として実施されることが多く、白井町史も町制施行20周年事業として昭和54年から実施され、4冊が刊行されています。しかし、編さん委員の死亡により、平成8年以降中断されています。これまでの間、史料の収集や保存に努めましたが、本事業が中断していることから、貴重な史料が失われつつあります。

このため、平成33年度には、第5次総合計画後期基本計画がスタートし、市制施行20周年でもあることから、その記念事業として再開するものであります。

4、事業期間と事業費になります。市史編さん事業にかかわる基本計画を策定し、編さん組織を設置し、計画的に推進することとします。具体的な事業期間及び事業費等については、今後、基本計画を策定する中で検討することとなりますが、他自治体の事例を参照すると、事業期間は35年、事業費は約3億円程度となるというふうに見込まれています。

5として、新たに編集発刊が必要と考えられる冊子ということで、整理する史料です。まず1として、近世史料編が3冊、近代現代史料編が7冊。3、民俗編が1冊、4、通史編が2冊、5、史料目

録が4冊、6、原始古代中世編が1冊、7、自然地質で1冊、8、概説書で1冊、概算で合計20冊程度見込まれます。ちなみに白井町史で発刊されている4冊ですけれども、こちらはまったくの史料編で、近世の史料編が3冊、近代の史料編が1冊の4冊が、既に町史として整理されて発刊されています。

まず、参考ですけれども、市史は、史料調査、史料編、通史編、概説書の順で展開していきます。史料編の史料をもとに市内外の史料と対照させ、通史編をまとめます。通史編は、専門的な内容となるため概説書を刊行することとしています。これが一般的です。

6として、事業開始までの行程になります。年度と時期と実施事業等、簡単ですけれども整理してあります。

平成30年度4月からになりますけれども、専任職員の配置要望と採用協議。仮称ですけれども、市史編さん事業検討委員会の設置準備。平成31年度に4月以降、専任職員の採用と配置。6月以降、市史編さん事業検討委員会の設置及び委員の選任。6月以降、市史編さん事業基本計画の策定と公表。32年度5月以降、市史編さん委員会の委員の選任。9月以降、市史編さん事業基本方針の作成。3月以降、作業場所及び史料等保管場所の確保。平成33年度4月以降、事業開始というような工程になります。

市史編さん委員会とはですが、既設の委員会で、市史編さんに関する基本方針を決定し、史料の収集及び調査研究を行い、市史の執筆、編さん及び刊行に至る業務を行うものです。学識経験を有する者及び市の職員10人以内で構成し、任期は2年であるというふうにしています。こちらは、現在の附属機関条例の規定になります。なお任期については、本事業の専門性を考慮し、3年に延長するというのは、今後条例改正を含めて考えていくということです。

次に、市史編さん事業基本計画とはですが、市史編さんの趣旨・目的、基本方針、市史の内容、事業期間と刊行等の事業スケジュール、組織体制、市民との協働などを定めるもので、市史編さん事業のよりどころとする計画になります。なお、この計画は原則10年として、10年ごとに見直すこととします。

次に、市史編さん基本方針の策定ですが、市史編さん基本計画を踏まえまして、3年単位で策定するもので、期間中の目標、編さんの内容の基本方針、事業スケジュールなどを定めたもので、作成は、市史編さん委員会において行うこととします。

次に、事前の取り組みについて、(1)として、市史編さん事業検討委員会の設置、こちらは新たなものになります。新設になります。市史編さん検討委員会は、市史編さん事業基本計画の策定及び編さん組織体制等の検討を行うとともに、市史編さん事業の進行管理を行うために設置します。

委員の構成と定数は、学識を有する者、市民等10名程度。委員の任期は先ほども言いましたように3年を見込んでいます。事業開始までの間ということになります。

(2)として、専任職員の配置。市史編さん事業の再開に向けた事前作業として、市史編さん事業検討委員会の設置・運営、市史編さん事業基本計画の策定等を進めることから、専任職員の配置は、早い段階で計画的に設置する必要があります。

専任職員の配置ですけれども、市史編さんは、白井市に関する古文書、考古資料、写真、金石資料、伝承等の有形・無形の歴史資料を整理し、これらの史料を保存管理し、後世に伝えるとともに、将来の活用を図るものであることから、専門知識を有する複数の職員で取り組む必要があります。

②として、適正な職員配置ということで、事業量を考慮すると、2名体制で行うことが不可欠であります。編さん事業が開始するまでの間については、準備作業等を行う必要があります、事前に配置する必要があります。

③として、外部委託等の効果的な運用です。確実な成果と効率化を図るとともに、編さん委員及び職員の負担を軽減するため、一部の外部委託を検討します。

(3)として、関係施設の整備です。市史編さん事業に必要な作業所及び史料等の保管場所を事前に確保する必要があります。

(4)として、市民参加協働による事業推進。歴史資料の収集、解明及び調査研究を進める上で、市民や地域の理解と協力は不可欠であることから、市史編さん事業が円滑に推進されるよう、さまざまな段階で市民協働を進めます。

また、市史編さん事業の成果が市民との合意形成のもとに、愛郷心を高めながら地域活性化を促し、まちづくりに役立てられるよう、その成果を随時情報発信していくこととします。

自分のほうからの説明は以上です。

○川嶋委員 ここで一旦休憩に入らせていただきたいと思います。開始は25分に再開したいと思います。

午後3時13分 休 憩

午後3時25分 再 開

○川嶋委員 それでは再開します。

○山本文化課長 先ほどの説明で誤りがありましたので、再度説明させていただくことになります。

最後のページになりますけれども、仮称、市史編さん事業検討委員会の設置、こちらについて誤りを訂正させていただきます。こちらについては、新設の検討委員会になります。市史編さん委員会と一緒に市史編さん検討委員会が並行してあるわけですけれども、この検討委員会のほうでは、市史編さんの事業基本計画の策定とか編さん組織体制等の検討を行うとともに、市史編さん事業の進行管理を行う。スケジュールとか実績の進行状況を確認しながら、ずれがあれば意見していくというような進行管理をしていくというようなことで、こちら委員の構成及び定数は、市史編さん委員会と似ていますが、学識を有する者と市民等10名程度で、委員の任期は3年、こちら市史編さん事業が終了するまでということで、二つの組織でやっていくという形になります。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 専任職員の配置ですけれども、事業期間が35年ということで、前の編さん委員が途中で死亡して中断というようなことなのですけれども、そうすると、基本的には若い人で、これに当たる専任の職員を考えているということでしょうか。

○川嶋委員 山本課長、お願いします。

○山本文化課長 具体的に若いとかいう段階まで詰めていないのですけれども、現在も候補とか専門とする学芸員がおりますので、そういった現在の学芸員も含めて、新採も含めて検討していきたいと思っています。

○染谷教育部長 職員の配置については、現行の学芸員、それから新規の学芸員を予定していますが、専属でずっとつくわけではなくて、5年とか何年かで一定の人事異動をさせながら、それぞれの職員



が全て対応できるようにしていきたいと思います。

また、ずっと職員を配置できるかどうかというのも、これもまた一つありますので、場合によっては嘱託の職員を当てていくとか、随時その時々で変わっていくと思います。また専門とする学芸員さんも違ってきますから、その時々で嘱託を入れていくというような形、近代史と古代史とか全部違うと思いますので、そこは職員も入れかえながら柔軟にやっていきたいというふうに思っています。

○小林委員 そうすると、今までやはり一線で学芸員やっていたらっしゃる方、あるいは役場の職員と兼ねてやって、いろいろなパターンがあったと思うのですが、どうしてもそういう雑用のほうに追われてしまって、専門的なところに集中できないというか、そういう部分もあったのではないかなと思いますので、その辺のところを今度はしっかりやっていかないと、また同じ二の舞になっちゃうんじゃないかなという気がしますので、その辺のところを検討委員会というところで検討するのですか、ところを考えてほしいなと思います。

それからもう一つ、どうしてもこれ専門の方が一生懸命やっても、周りから見るとどうしても地味な仕事ですよ。最後に、先ほど5番のところ、概説書、書いてありましたけれども、やはり地味で、何だか一生懸命やっている、並行して魅力発信じゃないですけども、郷土史に興味を持つようなそういうようなPRも、一生懸命やる人と、それをPRして、PRの中には、私は、市民の中で興味を持っている人をうまく活用するというか、結局専門の方が、もちろん専門の方がやらなくちゃ細かいところはまずいのだと思うのですが、1人や2人、専門の方がやっても相当な膨大な時間がかかるので、民間のボランティアと言うといろいろ語弊がありますが、何かそういう興味を持っている人をうまく活用して、そういう力をどんどん利用するというか、そんなふうな活用の仕方を考えて、早くというのも難しいかもしれないのですが、常に白井がこういうことをやっているのだというのと、白井の歴史に興味を持てるような、そういうようなのを常に発信するというか、それこそ発信課というのができたので、いつまでもこれからは地味でいちゃいけないというか、その辺のところも考えたそういう検討というか、そういうのをしていってほしいなと思います。

ボランティアの活用ってなかなか難しいところもあると思うのですが、うまく自分たちが全部やるのは大変なところをうまく生かせれば、そういう監督だけしてというか、そしてその集めるのはこちらでやるにしても、個々のところは、例えば個々の専門の方が全部回って、調べるのは結構大変ですよ。ですから、そういう地域にいるよく知っている人とか、そういうところをうまく活用してそこをまとめてもらうとか、少なくともそういうふうにしておけば、史料がいつの間にかなくなっちゃっているとか、そういうことはないと思いますよ。

ですから、まずその地域に、その地域の史料が少なくともなくならないように監視するような、そういう方をうまく委員の中に入れておくとか、何かそんな形にしていかないと、本当に今もどんどん昔あったのがなくなっちゃって、消えているものがいっぱいありますので。ただ一生懸命やる、ただ始めるだけじゃなくて、実際にそういう史料が散逸しない管理システムというか、そんなことも考えていったらいいんじゃないかなと思います。

○川嶋委員 ほかに何かございますか。

○井上教育長 私からは確認になるのですが、私の提案なので、1ページ目の3番、事業の位置づけのところの中段なのですが、今、小林委員さんがおっしゃったこととかかわるのですが、史料の収集や保存に努めてきたが、最終的に貴重な史料が失われつつあるというふうに今書

かれていますのですけれども、ここ大事なことだと思っておりますけれども。一つは、多分、文字が書かれたもの、古文書的なものがこの史料の大部分じゃないかと。もちろん形があるもので写真とかもあるかもしれませんが、文字が書かれたものが大部分であるかなとは思っておりますけれども、これが失われつつあるというのが、持っている方が、例えば焼けてしまったとか見つからなくなってしまったとかというような、失われつつあるというこの現状は、どういうことを具体的にはいうのか、指すのか、内容がね。持ち主がわからなくなってしまったとか、具体的に燃えちゃったとか。失われつつあると書いてあるので、もう既にそういうものが失われたというような確認というのですかね、実際にそのようなことがあったという事例があったら教えてもらいたいのですけれども。

○山本文化課長 失われつつあるという現状なのですけれども、確かに古文書であったりとか、いろいろな形の史料、これについては、先ほど小林委員がおっしゃったように、市民の協力、市民に情報発信して、市民から協力ももらう、市民から情報も提供してもらう、要は古文書を出してもらったりとか、いろいろな当時の史料とかを出してもらうという協力も一番大事な部分ではあります。それが、理解している、例えば世帯主が亡くなられて、次の代になって意味がわからなくなって捨ててしまうという事例。それから、特に民俗史料関係ですと、その地区で昔からやっていた習慣の行事とか、そういったものを地区で廃止してしまうというようなこともありますので、当然、月日がたてばどんどん時代が変化して、なくなっていつてしまっているのが現状だというふうに捉えてこういう書き方をしています。

○井上教育長 わかりました。

○川嶋委員 ほかに何かございますか。

○井上教育長 意見ですけれども、やっぱりそこが失われるということが最もとめなければいけない部分なので、まずはそこを何とか、これも早く進めなきゃいけないかなと。史料があれば、またそこからいろんな展開ができるので、史料確保、失われつつあることをまず努めなきゃいけないなと強く思いました。

○小林委員 それに関連してなのですけれども、市民の中には、あるいは研究者とっていいのでしょうか、一生懸命研究している人がいて、研究してくれる人はいいのです、逆にすごいこだわりがあって、自分で史料欲しいという人もいると、個人的に行って、この史料を見せてくださいって言って、そのまま借りていつて返さないとか、そういうことがあるわけですね。で、いつの間にか忘れちゃってなくなっちゃっているとか、あそこにあったはずなのに覚えていてる人がいる一方、いつの間にかなくなっちゃっているってということもあるわけですよ。そういうことを考えると、どうしても公と、そういう私というか、そういうところにずれが生じることもあるので。調べたい人も見出してうまく活用する。じゃあ、あなたここを調べていただけますかというような感じにすると、その人も満足するとか、自分が調べられる。それが公とつながって、最終的に史料はそちらに行くとか。だからそんなふうなことも考えたほうが。

実際、そういう風土史家の中には自分が史料を手に入れたのだけれども、ほかに出さないとか、そういう人も実際にいるので、そういう人たちの気持ちをうまく利用しながら、逆に活用するというような、そういうことって本当に時間の勝負のようなどころがあるので、できるだけ早く始めることと、早く人間を活用するというのを考えたほうがいいと思うのです。

○川嶋委員 それでは、ご意見等出尽くしたようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「はい」と言う者あり]

○川嶋委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

以上で議決事項を終わります。

---

○報告第1号 「平成29年度教育費補正予算（第4回）について」

○川嶋委員 7、報告事項。次に、報告事項についてお願いします。

報告第1号「平成29年度教育費補正予算（第4回）について」説明をお願いします。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、報告第1号「平成29年度教育費補正予算（第4回）について」ご説明をさせていただきます。

本案については、前回2月の教育委員会議定例会において審議していただいた案件につきまして、補正予算の要求額が確定したことから報告をさせていただくものです。

裏面をご覧ください。

平成29年度3月補正予算一覧になります。内容につきましては、前回ご説明をさせていただいた後の変更はございませんので、各項目の説明は省略をさせていただきます。今回報告いたしました補正予算（第4回）につきましては、現在開催中の平成30年第1回白井市議会定例会において、平成29年度一般会計補正予算第7号及び平成29年度白井市学校教育共同調理場事業特別会計補正予算第3号として審議中でございます。審議の結果につきましては、再度ご報告のほうもさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

質問等がないようですので、報告第1号について終わります。

---

○報告第2号 「平成30年度教育費当初予算について」

○川嶋委員 続きまして、報告第2号「平成30年度教育費当初予算について」説明をお願いします。

岡本課長、お願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、平成30年度教育費当初予算になりますが、説明をさせていただく前に、今回、議案の資料としまして、平成30年度教育費当初予算という資料と、平成30年度教育費当初予算概要状況という形で似たような資料が二つ配付させていただいたところでございます。大変わかりづらい状況になってしまいまして、申しわけございません。

今回配付させていただきました当初予算要求状況についてになりますが、こちらにつきましては、前回2月の教育委員会定例会議におきまして、平成30年度の教育費当初予算の要求状況について説明をさせていただいた際、当初予算要求状況の内容がわかりづらいとのご指摘をいただいたところから、そういった部分を指摘して修正した資料になります。

まず最初に、今度こちらの予算要求状況についてご説明させていただきます。1ページ、2ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらの1ページ、2ページにつきましては、教育総務課の事務移転及び学校教育課の分割に係る予算編成としまして、今回行います教育委員会の組織の見直しに伴う予算項目の事業名等の一覧を載せさせていただきました。こちらのほうは追加をさせていただいた資料でございます。

また、資料3ページになりますが、予算要求状況一覧表につきましては、学校給食共同調理場事業特別会計の合計額の部分と予算額等にずれがあったことから、そちらのほうを修正させていただいた一覧表になってございます。

4ページ以降の要求状況一覧表につきましては、一番右端の欄の主な内容、増減理由欄に、これまでよりもわかりやすいように説明等を補筆、修正をさせていただいた内容を載せさせていただいております。ただ、30年度予算要求金額につきましては、前回の説明後の変更はございません。ということで、今回各項目の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、報告第2号「平成30年度教育費当初予算について」ご説明をさせていただきます。

本案につきましては、前回教育委員会議定例会におきまして審議した案件について、平成30年度当初予算要求額が確定したことから報告をさせていただくものでございます。

資料としまして、30年度教育費当初予算という資料をごらんください。こちらの資料の3ページになります。

3ページ、30年度教育費当初予算要求状況一覧になりますが、こちらにつきましては、教育費の当初予算要求状況の一覧で、平成30年度の教育部としての当初予算要求額Aから当初予算要求の確定額Bの金額について、変更はなく、要求どおり歳入、歳出予算とも前回説明させていただいたとおりの要求をしているところでございます。

4ページ以降の各項目についても同様でございます。当初予算要求額Aと当初予算要求確定額Bについては、金額に変更はありませんので、個々の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

今回報告をさせていただきました教育費当初予算につきましても、現在開催中の平成30年第1回白井市議会定例会において、平成30年度白井市一般会計予算及び平成30年度白井市学校給食共同調理場事業特別会計予算として審議中でありまして、審議の結果につきましては、再度ご報告をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

質問がないようですので、報告第2号について終わります。

以上で、本日の議決事項及び報告事項に係る議事については終了しました。

これ以降の進行については井上教育長にお願いします。それでは、井上教育長、よろしく願いいたします。

○井上教育長 それでは、川嶋委員には、議事の進行を行っていただきまして、ありがとうございます。

これより、私のほうが進行を行います。

---

○その他

○井上教育長 それでは、8、その他。その他について何かありますでしょうか。

○岡本教育総務課長 では、今資料のほうの配付をさせていただきます。

まずA4横長の資料になりますけれども、平成29年度白井市教育委員会各課の行事予定、2カ月分ということで、3月、4月分を載せさせていただいております。

3月につきましては、この後14日に当初予算の審議ということで、文教民生常任委員会が予定されておりまして、その後、3月22日が教育委員会議の臨時会が予定をされております。木曜日に臨時会で、その翌日、金曜日が議会の閉会日という形でございます。

4月につきましては、第1週の火曜日、4月3日が定例の教育委員会議、これは平成30年度第1回の会議になります。4月24日が印教連の定期総会、30日が白井市役所全庁の開庁式ということで、こちらのほうはオープニングセレモニーが行われるという形の予定でございます。

学校教育課の行事としましては、3月にそれぞれの中学校、小学校の卒業式、4月がそれぞれの中学校、小学校の入学式ということで、4月の入学式については、6日と10日になってございます。

教育委員会の行事予定については、以下のとおりでございますが、そのほかにA4の縦長で、平成29年度の卒業式と30年度の入学式、それぞれ小中学校の一覧という形で配布をさせていただきます。卒業式の出席者については、前回確認をさせていただいて、出席のほうを決めさせていただいたところでございますので、それぞれご確認をお願いしたいと思います。

○井上教育長 そのほかございますでしょうか。

○吉田教育部参事 それでは、見守り放送の終了についてということで、お話をさせていただきます。これは市民安全課と、それから学校教育課と、また校長会等のご意見等も含めて進めてきたことですが、2時半に見守り放送ということで、防災無線で流してきたのですけれども、本当は昨年度の3月で終わりの予定だったのですが、六実のお子さんの悲惨な事件がございまして、もう1年続けてやりましょうということになりまして、1年たちまして、まずは学校ごとに今は下校時間がまちまちになってきたこと、それから同じ学校においても、低学年と高学年で下校時間が異なり、全てに対応することができないこと、そして地域の小学校さんによっては見守り活動が安定してきたことから、この3月をもちまして見守り放送の終了をさせていただきたいと思っております。

この放送のほうは、平成17年度から始まったものということで、13年、10年以上、石亀委員さんのほうにご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。12時と、それから17時のこっこのチャイムは、引き続き流して様子を見ていこうということになっております。

以上でございます。

○井上教育長 何か声が聞こえなくなると、非常に残念なのですけれども。

○石亀委員 あれは見守るきっかけになっていますという方もいますが、放送がなくても安心な町づくりができるよう願っています。

○井上教育長 いつもありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。

次回は、臨時会ですので、3月22日木曜日、午後2時からというふうになっておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、本日はお疲れさまでした。

午後4時05分 閉 会